貸付金元本の貸倒引当金は、固定資産のうち、被管理金融機関事業資産へ計上し、貸付金利息の貸倒引当金は、流動資産へ計上している。なお、流動資産に計上された短期貸付金については、預金保険法施行規則第17条の規定により、国債を担保とするコール資金の貸付けであるため、貸倒引当金は計上していない。

⑵　退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

4．責任準備金の計上

預金保険法第41条により、一般勘定について、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。また、預金保険法施行規則第15条において、毎事業年度累積して積み立てなければならない責任準備金の額は、当該事業年度における収益の額から費用（責任準備金繰入を除く。）及び繰越欠損金の合計額を控除した金額に相当する金額とされている。

5．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑶　その他

①　預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第７条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成22年度分納付金納付申告書の提出を平成23年５月31日に受けた。整理回収機構では、平成22事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、協定銀行納付金収入26,826百万円（うち国庫納付金見込額は25,023百万円）の見込みである。

②　平成23年４月15日の第217回運営委員会において、破綻金融機関である日本振興銀行及び救済金融機関である第二日本承継銀行から連名で資金援助及び衡平資金援助の申込みがあったことを受けて、事業譲渡が実施される日（平成23年４月25日）に、次のとおり資金援助を行う旨決定した。

イ　第二日本承継銀行に対する金銭の贈与

金銭の贈与額　104,050百万円

ただし、当該贈与額は、事業譲渡日時点における実績値の確定後以降、増減する場合がある。

ロ　日本振興銀行に対する金銭の贈与

金銭の贈与額　65,597百万円

ただし、当該贈与額は、事業譲渡日時点における実績値の確定後以降、増減する場合がある。

ハ　日本振興銀行からの資産の買取り

資産の買取額　52,929百万円

危機対応勘定

貸　借　対　照　表

（平成23年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**906,525**	**（流動負債）**	**1,371,741**
現金・預金	16	短期借入金	71,400
有価証券	906,327	預金保険機構債（１年内償還）	1,300,000
未収収益	180	機構債発行差額（１年内償還）	40
（固定資産）	**711,696**	未払金	0
取得株式等	711,696	未払費用	300
有形固定資産		**（固定負債）**	
工具・器具・備品	0	退職給与引当金	0
		（負債合計）	**1,371,741**
		（剰余金）	
		利益剰余金	246,480
		積立金	128,214
		当期未処分利益	118,266
		（純資産合計）	**246,480**
資産合計	**1,618,222**	**負債・純資産合計**	**1,618,222**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成22年４月１日　至平成23年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**4,932**	**（経常収益）**	**123,198**
一般管理費	6	取得株式等事業収入	123,010
事業外費用	4,926	取得株式等配当金	28,888
借入金利息	555	取得株式等売却益	94,122
機構債利息	4,366	事業外収益	188
機構債事務費	4		
（当期利益金）	**118,266**		
合計	**123,198**	**合計**	**123,198**

㈱１．当期利益金118,266百万円は、預金保険法施行規則（昭和46年大蔵省令第28号）第３条の規定により、次期の積立金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。